

# 矢板市運送事業者等支援事業補助金

コロナ禍における原油価格・物価高騰等に直面する運送業務を主たる事業とする事業者の方に対し、事業の継続及び経営の安定化を図るため補助金を交付します。

## 補助対象者

- 次のいずれかの運送業務を主たる事業とする方
  - ① 道路貨物運送事業 ※1
  - ② 自動車運転代行業 ※2
  - ③ 福祉タクシー事業 ※3
  - ④ 福祉有償運送事業 ※4
- 令和4年4月1日から補助金の交付を受けるまでの間、継続的にその事業を行っている、市内に本社又は本店・支店・営業所等の事業所を置く法人事業者又は市内で事業を営む個人事業者の方
- 市税等の滞納がない方

## 補助対象車両

- 令和4年4月1日時点で、申請者が所有する車両又は所有権留保条項付売買契約、若しくはリース契約により申請者が使用している車両
- 有効期間内の自動車検査証に次の記載がある車両

補助対象者の区分	記載事項				
	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	使用者の氏名又は名称	使用の本拠の位置
道路貨物運送事業者		貨物	事業用	申請者と一致すること	矢板市内にあること
自動車運転代行業者	▶普通自動車 ▶小型自動車 ▶軽自動車 ※5	乗用	自家用		
福祉タクシー事業者		乗用	事業用		
福祉有償運送事業者		乗用	自家用		

## 補助額(上限なし)

- 1 普通自動車 25,000円×補助対象車両台数
- 2 小型自動車 25,000円×補助対象車両台数
- 3 軽自動車 10,000円×補助対象車両台数

## 提出書類

- 矢板市運送事業者等支援事業補助金交付申請書
- 交付対象車両の自動車検査証の写し
- 第3条第1項第1号に掲げる事業の許可書等の写し
- 【法人】法人税確定申告書第一表の写し
- 【法人】法人事業概況説明書の写し
- 【個人】所得税確定申告書第一表の写し
- 【個人】青色申告の場合、青色申告決算書の写し
- 【個人】白色申告の場合、収支内訳書の写し

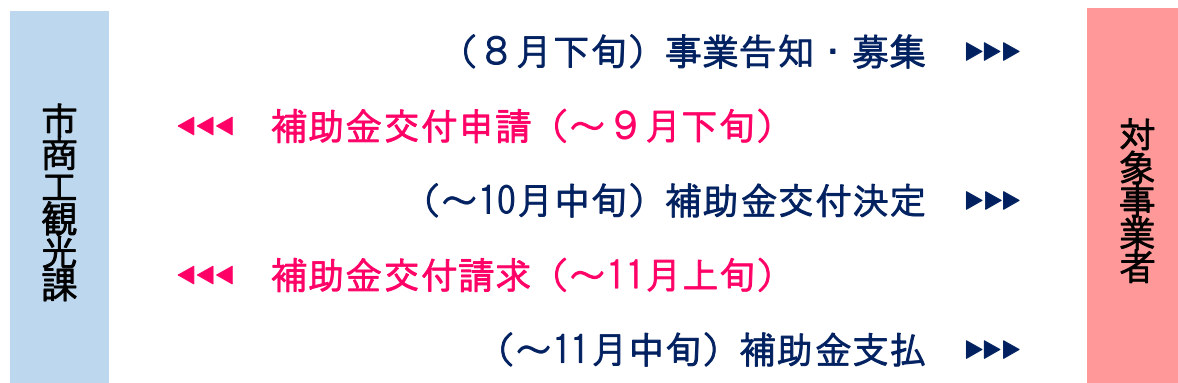
## 提出期限

令和4年 **9月30日**（金）まで

## 提出方法

矢板市商工観光課に持参又は郵送してください。

## 補助の流れ



申請・お問い合わせ / 矢板市経済建設部商工観光課商工担当

〒329-2192 矢板市本町5番4号

☎ 0287(43)6211 ✉ [sykou@city.yaita.tochigi.jp](mailto:syoukou@city.yaita.tochigi.jp)

- ※1 貨物自動車運動事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業を行う者
- ※2 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業を行う者
- ※3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業に限る。）を行う者
- ※4 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送を行う者
- ※5 道路運送車両法に第3条に規定する自動車の種別